

地域おこし協力隊

大滝栄本の市有林内で作業道作設

栄本の市有林で、昨年7月から3月までの9か月間、大橋式作業道を新たに延長することに取り組みました。

まずは、昨年度作った道の修正を行い、その後新規作設を行いました。前半は雨の日が多く路面状況が悪く苦労しましたが、後半は天候も良く重機操作にもだいぶ慣れてきたおかげで昨年度とは違った感触で作業ができます。



林地残材を「木の駅」に出荷

秩父地域林業活性化協議会が行っている、「木の駅」という事業があります。これは、民有林の間伐材で傷が入っていたり、曲がっているため、林地残材となっている材の有効活用を目的としています。

昨年9月から3月までの間に、4回程出荷し延べ20m³分の地域商品券をゲットしました。

商品券はもちろん市内で買い物をして地域経済に貢献したいと思います。



Facebook

森づくり課

22-2369

地域おこし協力隊

大塚 宣之

「ちちぶ森の活人」というページで、活動を紹介しています！



事例

スマホの広告から、今だけお得な500円で買える化粧品を注文した。その後3か月分が一度に届き、初めて定期購入だと分かった。「いつでも解約できる」とあったので電話を掛けたが、混んでいてつながらない。ようやくつながったが、メッセージアプリを使わないと解約できないという。アプリの操作に手間取つて無料解約期限を過ぎ、解約料を請求された。注文したとき、解約料のことは書かれていなかつた。その後もずっと広告から「今だけお得」の言葉は消えなかつた。

昨年6月に改正された特定商取引法が今年6月1日から施行されます。今回の改正では特に、「通信販売の定期購入商法対策」が強化されました。

主な改正点をご紹介します。

① 主にネット通販（申し込みはがきや用紙を含む）を想定した「特定申し込み」という概念が新設され、注文した内容がきちんと確認できるような最終表示を行うことが、罰則付きで事業者に義務付けられました。

改正特定商取引法 6月1日施行

（定期購入商法のルールが厳しくなります！）

消費生活センターからのお知らせ

また、これに違反する表示により消費者が誤認して申し込みをした場合は、取り消しが可能になりました。合は、取り消しが可能になりました。改訂法では、これに申込期間の制限（カウントダウン等）や、解約に関する決まり（返品特約も）が追加されました。

（3）解約可能にもかかわらず不実のことを告げて解約を妨げる行為等は、罰則付きで禁止されました。

消費者の皆さんへアドバイス

・ 通信販売にはクーリングオフ制度はなく、新設された取消権は、クーリングオフとは異なります。取り消しを申し出るためには、広告や最終確認画面を保存しておくことが大切です。

・ 事業者の身元は、「特定商取引法に基づく表記」（スクロールして最後にあることが多い）でよくチェックしましょう。

なお、今回の改正では、訪問販売・電話勧説販売・訪問購入等、同法律でクーリングオフ制度がある6種類について、書面の他に電子メールや専用フォームなどを使いクーリングオフできるようになります。

毎週月～金曜日（祝祭日はお休み）午前9時～正午、午後1時～4時

秩父市消費生活センター

担当部署が不明の場合は、「おきがるコール」へご連絡を！

26-1133（専用電話）

2022.5 14